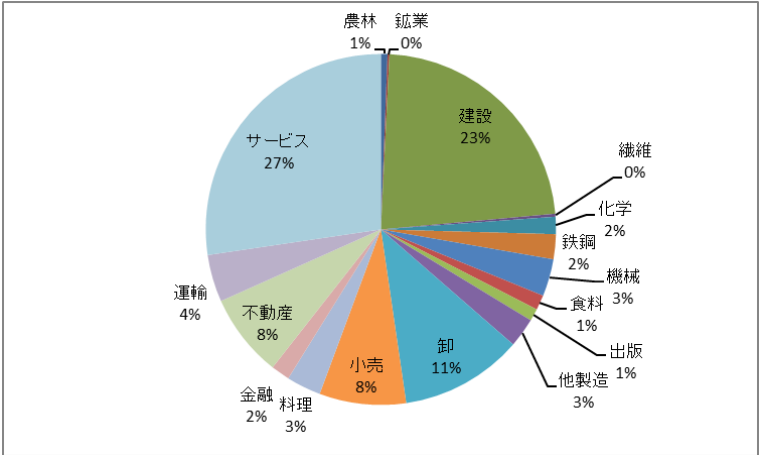


租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	交際費の課税の特例(中小法人における損金算入の特例)措置の延長		
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税24・地方税27(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)	
		② 上記以外の税目	—	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ 延長 】 【単独・ 主管 ・共管】		
4	内容	《現行制度の概要》 中小法人が支出した交際費等について、定額控除限度額(800万円)までの損金算入を認める措置。		
		《要望の内容》 適用期限を2年延長する。		
		《関係条項》 ・租税特別措置法第61条の4、第68条の66 ・租税特別措置法施行令第37条の4、第37条の5、第39条の93、第39条の94、第39条の95 ・租税特別措置法施行規則第21条の18の4、第22条の61の4		
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課		
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年5月 分析対象期間: 平成28年度～令和3年度		
7	創設年度及び改正経緯	昭和29年度(交際費課税制度の創設年度)		
		〈最近の主な改正〉		
			対象法人 (資本金別)	損金算入限度額等
		昭和57年度	5,000万円超	全額損金不算入
			5,000万円以下	定額控除(300万円)
			1,000万円以下	定額控除(400万円)
		平成6年度	5,000万円超	全額損金不算入
			5,000万円以下	定額控除(300万円)×90%
			1,000万円以下	定額控除(400万円)×90%
平成10年度	5,000万円超	全額損金不算入		
	5,000万円以下	定額控除(300万円)×80%		
	1,000万円以下	定額控除(400万円)×80%		
平成14年度	5,000万円超	全額損金不算入		
	5,000万円以下	定額控除(400万円)×80%		
平成15年度	1億円超	全額損金不算入		

			1 億円以下	定額控除（400 万円）×90%
		平成 18 年度	全法人	一人当たり 5000 円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。
		平成 21 年度 （経済危機 対策）	1 億円超	全額損金不算入
			1 億円以下	定額控除（600 万円）×90%
		平成 25 年度	1 億円超	全額損金不算入
			1 億円以下	定額控除（800 万円） （定額控除限度額までの 10%の損金不算入措置を廃 止）
		平成 26 年度	1 億円超	飲食費 50%まで損金算入
			1 億円以下	定額控除限度額（800 万 円）までの損金算入又は飲 食費 50%まで損金算入の選 択適用
		平成 28 年度	2 年間の延長（平成 29 年度末まで）	
		平成 30 年度	2 年間の延長（平成 31 年度末まで）	
8	適用又は延長期間		2 年間（令和 2 年度～令和 3 年度）	
9	必要性 等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。こうした中小企業の営業活動の促進を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>一般的に中小企業は、大企業と比較すると、新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られている。そのため、交際費を支出することによって、取引の拡大や事業活動の円滑化を図っており、中小企業にとって交際費は不可欠な販売促進手段となっている。</p> <p>また、中小企業の交際費支出は、飲食店での消費や贈答品の購入等が多いことから、飲食業や小売業等の需要喚起にも資するものである。</p> <p>そのため、本税制措置を延長し、地域活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化を支援するとともに、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵を行き渡らせることが必要である。</p>	
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化</p>	

		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置は、中小企業の経済活動の活性化を支援することを目的としており、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵が行き渡ることを確認するため、中小企業の業況判断DI(中小企業景況調査)の数値等を参考にする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、個々の中小企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、中小企業の営業活動の促進を図る。</p>																																				
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>② 適用額</p>	<p>【交際費等支出法人数(資本金1億円以下)】 平成 28 年度 : 2,278,115 社 平成 29 年度 : 2,298,910 社 平成 30 年度～令和 3 年 2,298,910 社 ※平成 30 年度以降は推計(直近の中小企業の業況判断DIが横ばい傾向であることを鑑み、平成 29 年度の実績と同等程度適用があると推計) (出典)「会社標本調査」(国税庁)</p> <p>【交際費等支出法人(資本金1億円以下)の業種毎の割合】(平成 29 年度)</p>  <table border="1"> <caption>業種毎の割合 (平成 29 年度)</caption> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>建設</td><td>23%</td></tr> <tr><td>サービス</td><td>27%</td></tr> <tr><td>卸</td><td>11%</td></tr> <tr><td>小売</td><td>8%</td></tr> <tr><td>不動産</td><td>8%</td></tr> <tr><td>運輸</td><td>4%</td></tr> <tr><td>金融</td><td>2%</td></tr> <tr><td>料理</td><td>3%</td></tr> <tr><td>他製造</td><td>3%</td></tr> <tr><td>食料</td><td>3%</td></tr> <tr><td>機械</td><td>2%</td></tr> <tr><td>鉄鋼</td><td>2%</td></tr> <tr><td>化学</td><td>2%</td></tr> <tr><td>繊維</td><td>0%</td></tr> <tr><td>鉱業</td><td>0%</td></tr> <tr><td>農林</td><td>1%</td></tr> <tr><td>出版</td><td>1%</td></tr> </tbody> </table> <p>(出典)「会社標本調査」(国税庁)</p> <p>【損金算入額(資本金1億円以下)】 平成 28 年度 : 2,539,569 百万円 平成 29 年度 : 2,664,109 百万円 平成 30 年度～令和 3 年 2,664,109 百万円 ※平成 30 年度以降は推計(直近の中小企業の業況判断DIが横ばい傾向であることを鑑み、平成 29 年度の実績と同等程度適用があると推計) (出典)「会社標本調査」(国税庁)</p>	業種	割合	建設	23%	サービス	27%	卸	11%	小売	8%	不動産	8%	運輸	4%	金融	2%	料理	3%	他製造	3%	食料	3%	機械	2%	鉄鋼	2%	化学	2%	繊維	0%	鉱業	0%	農林	1%	出版	1%
業種	割合																																						
建設	23%																																						
サービス	27%																																						
卸	11%																																						
小売	8%																																						
不動産	8%																																						
運輸	4%																																						
金融	2%																																						
料理	3%																																						
他製造	3%																																						
食料	3%																																						
機械	2%																																						
鉄鋼	2%																																						
化学	2%																																						
繊維	0%																																						
鉱業	0%																																						
農林	1%																																						
出版	1%																																						

③ 減収額

(単位:百万円)

	法人税	法人住民税	法人事業税
平成 28 年 度	327,532	42,252	135,452
平成 29 年 度	350,902	45,266	145,116
平成 30 年 度	350,902	45,266	145,116
令和元年 度	350,902	45,266	145,116
令和2年 度	350,902	45,266	145,116
令和3年 度	350,902	45,266	145,116

(出典)「会社標本調査」(国税庁)等から推計
(直近の中小企業の業況判断DIが横ばい傾向であることを鑑み、平成
29 年度の実績と同等程度適用があると推計)

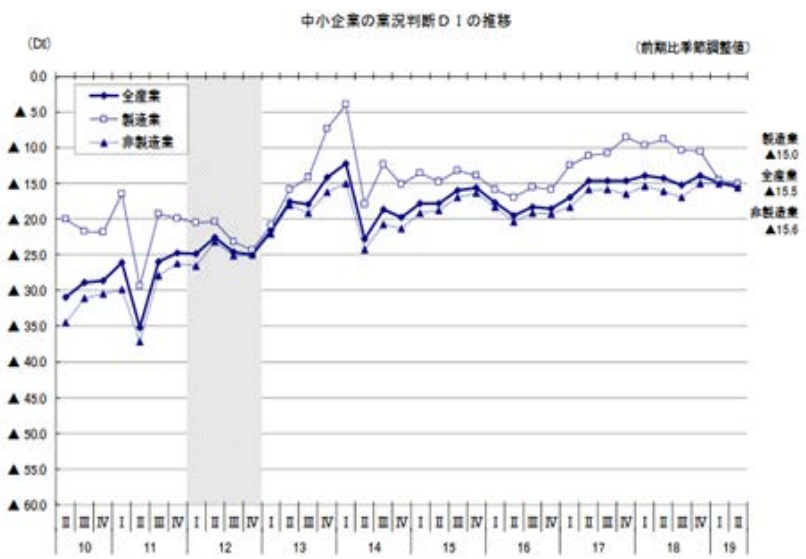
④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

コスト削減傾向の中、交際費については、平成26年度税制改正による効果もあり、損金算入額は右肩上がりで実績が伸びている。本税制措置によって、中小企業の営業活動の促進に一定の効果があったと考えられる。(上記「租税特別措置の適用額」参照)

一方、我が国経済は緩やかな回復基調が続いていたものの、近年は横ばい傾向にある。直近の中小企業の業況判断DIは▲15.5(平成31年(令和元年)4~6月)となっている。

これらの状況から、引き続き本税制措置によって中小企業の経済活動の活性化を支援していくことが必要である。



			<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>中小企業庁委託調査を利用した分析では、交際費支出額が1%減少した場合、売上高は0.27%減少する関係(※1)となっており、よって本税制措置の縮小により、交際費等支出額が減少した場合、減少額1億円あたり、2700万円売上高が減少することとなる。</p> <p>同委託調査では、本税制措置の定額控除限度額(800万円)が小さくなった場合、12.6%の企業が交際費の支出額が減少すると回答し、200万円小さくなった場合、交際費等の支出額は15.0%減少すると回答した。さらに、本税制措置の損金算入割合(100%)が縮小された場合、15.0%の企業が交際費等支出額を減らすと回答し、50.0%まで縮小されれば、交際費の支出額は20.0%減少すると回答していることから、本税制措置が中小企業の売上高の増加に寄与していることが分かる。</p> <p>これらから、中小法人にとって必要不可欠な営業経費である交際費について、税制上の優遇を施す本税制措置は中小企業の経営安定、事業の活性化に寄与しており、手段として有効である。</p> <p>(※1) 中小企業庁委託調査における回答企業のデータから重回帰分析。 $LN(\text{売上高}) = 2.78 + 0.27LN(\text{交際費支出}) + 0.31LN(\text{資本金}) + 0.60LN(\text{従業員数})$</p> <p>(備考) 補正R2=0.71</p>
		⑤ 税込減を是認する理由等	<p>交際費は取引先との関係維持・拡大、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、交際費について、税制上の優遇を施すことで、営業活動を支援することは手段として有効である。</p> <p>なお、中小企業庁委託調査では、交際費の必要性について「既存顧客との取引を維持・拡大するために必要」という回答が75.4%、「新規顧客を開拓するために必要」という回答が32.9%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが定性的に把握できる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費の全額を損金に算入することを認めていない。これは法人の無駄な支出(冗費)を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されているものと考えられる。</p> <p>しかしながら、中小企業については、大企業と比較すると新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られていることから、販売促進等の手段として交際費を支出することが事業活動において必要不可欠なものと考えられる。このような観点から、従来から中小企業については、一定の範囲で交際費の損金算入が認められてきたものである。</p>

			<p>中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在であることから、本税制措置の適用期限を延長することで、中小企業の営業活動を促進し、中小企業の経済活動の活性化を支援することは妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制措置は、中小企業の経済活動の活性化を支援することを目的とするもの。中小企業は、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在であることから、地方公共団体が協力することが相当である。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 29 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (国税29・地方税29(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目 (国税29・地方税29(自動連動)) (所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》 従業員 1,000 人以下の中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。</p> <p>《要望の内容》 適用期限を 2 年延長する。</p> <p>《関係条項》 所得税 (租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5) 法人税 (租税特別措置法第 67 条の 5、第 68 条の 102 の 2、租税特別措置法施行令第 39 条の 28、第 39 条の 124)</p>
5	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年 8 月 分析対象期間:平成 27 年度～令和 3 年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長 (平成 20 年 3 月末まで)</p> <p>平成 20 年度 2 年間の延長 (平成 22 年 3 月末まで) 平成 22 年度 2 年間の延長 (平成 24 年 3 月末まで) 平成 24 年度 2 年間の延長 (平成 26 年 3 月末まで) 平成 26 年度 2 年間の延長 (平成 28 年 3 月末まで) 平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長 (平成 30 年 3 月末まで)</p> <p>平成 30 年度 2 年間の延長 (令和 2 年 3 月末まで)</p>
8	適用又は延長期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は深刻な人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、本年 10 月には消費税率の再引上げ及び軽減税率の導入が予定されている中であって、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。</p>

			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進」すること、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと。」とされている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>売上高に対する販売費及び一般管理費の比率が 20% 以下の水準に到達することを旨とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業は深刻な人手不足に苦しむ中、経理担当の人員も少なく（2.2 人）、効率的に事務を行うことが必要となっている。</p> <p>本税制措置により、減価償却資産の管理等の納税に係る事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等の事務の効率化に資する設備の導入が促進されることにより、経理担当の人員が少ない中小企業にあっても、経営状況の適時適切な把握を可能とすることによって、中小企業の活力向上が図られる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>平成 27 年度 489,992 社 平成 28 年度 510,262 社 平成 29 年度 531,317 社 平成 30 年度 553,101 社 令和元年度 575,778 社 令和 2 年度 599,385 社 令和 3 年度 623,960 社</p> <p>（出典）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）※平成 27 年度から平成 29 年度まで実績値。平成 30 年度以降は推計値（平成 30 年度以降、毎年 4.1%（平成 27 年度から平成 29 年度の伸び率の平均値）伸びると仮定して推計）。</p>
		② 適用額	<p>平成 27 年度 2,768 億円 平成 28 年度 2,882 億円 平成 29 年度 3,021 億円 平成 30 年度 3,145 億円 令和元年度 3,274 億円 令和 2 年度 3,408 億円 令和 3 年度 3,548 億円</p> <p>（出典）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）※平成 27 年度から平成 29 年度まで実績値。平成 30 年度以降は推計値（平成 30 年度以降、毎年 4.1%（平成 27 年度から平成 29 年度の適用件数の伸び率の平均値）伸びると仮定して推計。</p> <p>○少額減価償却資産の特例の利用業種（平成 29 年度）</p>

			業種	農林 水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	
			割合 (%)	2.2%	0.1%	17.7%	13.3%	6.8%	
			業種	小売業	料理飲食 旅館業	金融 保険業	不動産業		
			割合 (%)	9.5%	5.1%	1.1%	8.7%		
			業種	運輸通信 公益事業	サービス業		その他		
			割合 (%)	2.9%	30.5%		2.0%		
③	減収額								
				法人税	法人住民税	法人事業税			
			H27	265	34	110			
			H28	273	25	113			
			H29	290	37	120			
			H30	302	39	125			
			R1	314	41	130			
			R2	327	42	135			
			R3	340	44	140			
				<p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)をもとにした財務省試算 ※法人税については平成27年度から平成29年度については実績値。平成30年度以降は推計値(平成30年度以降、毎年4.1%(平成27年度から平成29年度の適用件数の伸び率の平均値)伸びると仮定して推計。</p>					
④	効果			<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業におけるパソコン利用状況は、本税制措置創設時と比べて一定の改善が見られることから、事務処理の効率化に一定程度寄与していると考えられる。しかし、中小企業は深刻な人手不足や消費税率の引上げ等に直面しており、設備投資が十分に行われていない状況にあることから、目標達成には至っていない。</p> <p>なお、中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、45.7%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備も含めれば、本税制措置を利用した中小企業の約5割が、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。</p>					

		⑤ 税込減を是認する理由等	<p>「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）を利用した回帰分析の結果、少額特例利用額が1%増加すると、労働生産性が0.23%増加することが分かる。</p> $LN(\text{労働生産性(売上高/従業員数)}) = 2.92 + 0.38LN(\text{資本ストック/従業員数}) + 0.23LN(\text{少額特例利用額/従業員数})$ <p>(備考) 補正 R2=0.42</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制措置は、減価償却資産の管理などの納税に係る事務負担の軽減や事務の効率化を通じた中小企業の活性化を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本税制措置は租税特別措置によるべき措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業の納税事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域経済の中心的な役割を担っている。本税制措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成29年8月(H29 経産11)